

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (2)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	循環資源の適正な循環的な利用の推進	担当部局	廃棄物・リサイクル対策部
		評価者	リサイクル推進室長 藤井 康弘

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	4章	廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策
施策(節)	1節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策	施策(節)	2節	循環資源の適正な循環的な利用の推進
その他関連する個別計画		循環型社会形成推進基本計画(平成 15 年 3 月)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法()の円滑な施行等により各種循環資源の循環的な利用を推進する。 (各法律の正式名称は事後評価シート内政策手段等の欄にて記載)				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	715.069	902.493	94.593	
	一般会計	715.069	902.493	94.593	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

廃棄物の排出量が高水準で推移し、最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度を推進してきた。 施策目標の達成に向け、次のような成果が得られている。 容器包装、特定家庭機器、食品循環資源、特定建設資材等はおおむね順調にリサイクルが推進している。 自動車のリサイクルについては自動車破砕残さ、エアバッグともに初年度で目標を達成している。 パソコン、小形二次電池のリサイクルについてはすべての製品区分で目標値を達成している。 今後も引き続き各種リサイクル制度の円滑な施行を図るとともに、更なる循環資源の循環的な利用の促進を図り、施策目標の達成に向け努力する。
--

残された課題・新たな課題

容器包装リサイクル改正法案を第 164 回通常国会に提出(平成 18 年 3 月、同年 6 月可決)したところであり、円滑な施行のための政省令の整備や制度の周知。 家電リサイクル法及び食品リサイクル法については、施行後 5 年を経過したことから、法の規定に基づき、見直しの検討を行う。 建設リサイクル法・自動車リサイクル法について、国民や関係事業者の理解を得ながら円滑な施行を図るとともに、更なる再資源化の促進を図る。

今後の取組

容器包装リサイクル改正法案の成立を受けて、政省令の整備や、制度の周知のために容器包装に係る 3R 推進広報事業を実施する。また、啓発・指導事務体制の強化のために定員要求を行う。 家電リサイクル法及び食品リサイクル法に関しては、施行状況について基礎資料を整理し、審議会等で見直しの検討を行う予定である。 建設リサイクル法・自動車リサイクル法について、再資源化施設や最新技術の動向把握に努め、更なる再資源化の促進を図る。
--

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
		定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-a
	機構・定員要求への反映	

			43	45	集計中 (H19年1月)	目標値	20(H18年度)
	ア	%	69	72			-
	イ		45	41			
	ウ		23	28			
	エ		17	17			
	ア		96(H12年度)	98(H14年度)	集計中 (H19年度中)	95	
	イ	98(H12年度)	99(H14年度)	95			
	ウ	83(H12年度)	89(H14年度)	95			
	ア	%	77.5	76.9	集計中 (H18年度末)	50(各年度)	
	イ		48.7	54.8		20(各年度)	
	ウ		70.9	73.9		55(各年度)	
	エ		63.4	64.2		55(各年度)	
	ア		73.5	73.7		集計中 (H18年度末)	60(各年度)
	イ	77.6	76.8	55(各年度)			
	ウ	56.1	55.1	30(各年度)			
	エ	50.0	50.0	50(各年度)			
	ア	%	-	-	48.0~70.0	30(各年度)	
	イ				93.0~94.7	85(各年度)	
目標を設定した 根拠等	基準年	-	基準年の値	-			
	根拠等	、 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第九条第六項の規定 特定家庭用機器再商品化法施行令 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進 等に関する基本方針 パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュ タの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の 事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の 基準となるべき事項を定める省令 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則					
達成状況	容器包装、特定家庭用機器、食品循環資源についてはおおむね順調にリサイクルが推進さ れている。 パソコン、小形二次電池の再資源化率についてはすべての製品区分で目標値を達成してい る。 使用済自動車の再資源化等に関する法律が平成 17 年 1 月に本格施行されたため、再資源 化率については初めての公表(平成 17 年度)になるが、自動車破碎残さ、エアバッグともに 初年度で目標を達成している。 特定建設資材の再資源化等の実施率について、平成 14 年度でコンクリート塊、アスファルト ・コンクリート塊は目標を達成している。平成 17 年度集計は平成 19 年度に公表予定であ る。						

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

廃棄物の排出量が高水準で推移し、最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。

【有効性】

容器包装リサイクル法の施行に伴い、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では平成 9 年度の約 125 万トンから平成 16 年度には約 266 万トンと増加している。また、個々の特定事業者においては、容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品を開発したりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んでおり、一定の効果が上がっているものと考えられる。

家電リサイクル法について、平成 17 年度に全国の指定引取場所で引き取られた廃家電は 11,620 千台(対前年度 3.6%増)、全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は 11,631 千台(同 3.8%増)であり、法施行 5 年目も全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。

食品リサイクル法について、食品関連事業者による再生利用等の実施率について平成 16 年度には 45%(平成 15 年度 43%)と順調に推移した。

建設リサイクル法について、特定建設資材の再資源化等の実施率は順調に推移しており、平成 14 年度でコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は目標を達成している。

資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率についてはすべての製品区分で目標値を達成している。

【効率性】

各種リサイクル制度の適正な施行のため、環境省が実施している施策は、各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等というソフト面における施策の推進を通じて、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進を図ろうとするものである。

施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。

これらの各リサイクル法の円滑な施行により、民間事業者によるリサイクル事業が進捗し、ひいては循環型社会の形成により、環境への負荷の低減が期待される。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書から下位目標を統合・整理し、今回新たに下位目標 1 とした。また目標についても表現の見直しを図った。

下位目標 1 について、容器包装リサイクル法による分別収集実施市町村数及び容器包装リサイクル法による分別収集量に関して、新たな市町村分別収集計画(計画期間:平成 18 年度～平成 22 年度)が策定されたことから、当該指標の目標値等を変更した。

下位目標 1 の自動車リサイクル法における再資源化率(ア.自動車破碎残さ)については、昨年に目標値 70%と設定していたが、記載ミスであったため、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき、正しい数値とした。

< 内閣としての重要施策等 >

施政方針演説及び所信表明演説: 第 156 回国会(平成 15 年 1 月 31 日)

第 159 回国会(平成 16 年 1 月 19 日)

第 161 回国会(平成 16 年 10 月 12 日)

第 162 回国会(平成 17 年 1 月 21 日)

第 164 回国会(平成 18 年 1 月 20 日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(平成 16 年 6 月 4 日)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005(平成 17 年 6 月 21 日)

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）				
特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）				
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）				
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）				
使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）				
資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）				
再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業費	35,540	7,483	
	リサイクル制度の体系化・高度化推進事業費	40,193	35,027	×
	事前回収物品等リサイクル促進手法検討調査	18,860	14,107	×
	容器包装に係る 3R 推進事業	-	53,396	
	容器包装に係る 3R 推進広報事業	-	55,551	×
	改正容器包装リサイクル法施行に係る実態調査等事業費	-	45,296	
	家電リサイクル推進事業	-	-	新
	食品リサイクル推進事業	-	-	新
	建設リサイクル法の施行状況基礎調査	-	-	新
	使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進調査費	-	-	新
	資源の有効利用促進に係る適正化事業	-	-	新

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
1 -	当該予算はリサイクル制度の見直しを検討する上での基礎データの収集・分析を行うための経費であり、家電リサイクル法と食品リサイクル法について、平成 18 年度に見直しの時期が到来することから、終期を迎える。	平成 19 年度については、改正法の円滑な施行のための普及啓発事業や、改正法の本格施行に係る政省令改正のための法施行状況の実態調査等に要する経費（1- ~ ）を要求する。
1 -	自動車リサイクルの促進手法について予定していた調査の期間が終了するため、予算の終期を迎える。	5 年後の見直しを見据え、新たに開発された再資源化技術に係る有効性の評価手法の検討等を実施するために要する経費（1- ）を要求する。
1 -	改正容器包装リサイクル法の普及啓発のための単年度限りの予算であり、終期を迎える。	本経費は、法改正のタイミングを捉えて、制度改正に係る施策と連動し、強力な広報事業を集中的に実施するための経費であり、平成 19 年度においては、容器包装リサイクル法の円滑な施行のため 3R 推進事業や実態調査等事業のための予算の拡充を要求する。

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 5 - (2) 循環資源の適正な循環的な利用の推進	下位目標 1
指標名	容器包装リサイクル法による分別収集実施市町村数 容器包装リサイクル法による分別収集量 家電リサイクル法における再商品化率 食品リサイクル法における食品関連事業者による再生利用等の実施率 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率 資源有効利用促進法におけるパソコンの自主回収・再資源化率 資源有効利用促進法における小形二次電池の自主回収・再資源化率 自動車リサイクル法における再資源化率	
指標の解説	容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施している市町村の数 容器包装リサイクル法に基づき、市町村等による容器包装廃棄物の分別収集の量 家電リサイクル法に基づき、製造業者及び指定法人等が再商品化等を実施した割合 食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者が再生利用等を実施した割合 建設リサイクル法に基づき、受注者等が特定建設資材の再資源化等を実施した割合 資源有効利用促進法に基づき、各事業者がパソコンを自主回収及び再資源化した割合 資源有効利用促進法に基づき、各事業者が小形二次電池を自主回収及び再資源化した割合 自動車リサイクル法に基づき、自動車製造業者等が引き取った自動車破砕残さ又はガス発生器(エアバッグ類)について再資源化等を実施した割合	
評価に用いた 資料等	平成 16 年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について(平成 17 年 9 月 15 日発表) 家電メーカー各社による家電リサイクル実績の公表について(平成 17 年 5 月 27 日発表) 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食品リサイクル小委員会資料(農林水産省ホームページ) 平成 14 年度建設副産物実態調査結果について(平成 16 年 2 月 25 日国土交通省発表) 平成 16 年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(環境省ホームページ) 産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議資料(環境省ホームページ)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	市町村合併
-------------------	-------